

## (公財)静岡県グリーンバンク企画提案型事業実施細則

(応募の対象事業等)

第1条 要領第3条の応募の対象事業等については、以下の点について考慮するものとする。

(1) 原則として、第三者への委託費及びこれらに準じる支出は認めない。

(2) 事務管理費は補助額の20%以内とする。

(3) 補助金以外の収入として、サービスの受益者等から実費程度の負担金を徴収し、事業費に充てることができる。ただし、金額等は事業者とグリーンバンクが協議の上で決定するものとする。なお、補助金以外の収入を見込み、不足が生じた場合には、事業者が負担するものとする。

2 要領第4条の補助額は、原則事業の完了後に支払うものとする。ただし、団体の資金繰りなどの財務状況等から事業の円滑な実行のため特に必要な場合で、事業の執行が確実と認められる場合には、補助金の70%を上限に概算払いを認める。

請求は別紙様式3によるものとする。

(応募の方法等)

第2条 要領第5条の応募の方法については、事業者は事業提案書(別紙様式1)を各1部作成し、別途定める提出期限までにグリーンバンク事務局に提出するものとする。

2 2次審査では、適宜、申請者に事業計画書のプレゼンテーションを求めるものとする。

(応募に対する取り扱い)

第3条 要領第6条第3項の審査委員会は、学識者、市民活動関係者、行政担当者、グリーンバンク担当者等で構成する。委員選定に当たっては、専門性、公平性に留意する。

(事業のふりかえり)

要領第8条の事業報告は、事業報告書(別紙様式2)を各1部作成し、事業完了後すみやかにグリーンバンク事務局に提出し、双方で事業のふりかえりを行う。

附則

この細則は平成20年4月1日から施行する。

この細則は平成21年4月1日から施行する。

この細則は平成25年4月1日から施行する。